

## 非常時災害対策計画

### 1 障害者支援施設等の立地条件 (きゃんばす、きゃんばす 2)

藤沢市ハザードマップを参照

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bosai/bosai/hazardmap/index.html>

#### 1-1 地震

地域危険度マップ

全壊率 10%以上 20%未満

※ 南関東地震が発生したときの建物被害の状況を、50m メッシュ単位で表現したもの。全壊率とは、全壊(人が住めない程度の被害)となった建物の割合。

揺れやすさマップ

震度階級 6弱

計測震度 5.9~6.0

※ 南関東地震が発生したときの揺れの強さを、50m メッシュ単位で表現したもの。揺れの強さの指標に計測震度を利用。計測震度は震度のもととなる値。

液状化危険度マップ

対象区域外

#### 1-2 津波

津波浸水想定図

対象区域外(最大浸水深 0m)

津波避難マップ

対象区域外

津波ハザードマップ

対象区域外

#### 1-3 土砂災害

土砂災害・洪水ハザードマップ

対象区域外

## 2 災害に関する情報の入手方法

テレビ、ラジオ、携帯電話

藤沢市防災ウェブサイト

藤沢市防災無線

藤沢市広報車のアナウンス

神奈川県防災ウェブサイト

気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp>)

国土交通省防災情報提供センター (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)

### 3 災害時の連絡先及び通信手段の確認

#### 3-1 災害時の連絡先

利用者登録名簿記載の電話連絡先。

#### 3-2 通信手段

事業所設置の固定電話、携帯電話。

### 4 避難を開始する時期、判断基準

藤沢市から発令される避難情報は以下の通り。

避難準備情報 → 避難勧告 → 避難指示

自力避難が困難な子どもの利用があり、避難に時間を要することから、藤沢市避難情報にて、「避難準備情報」が発令されたら避難を開始する。

なお、以下の場合には緊急的な対応を行う。

大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物（最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等）に移動する。

外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋）に移動する。

### 5 避難場所

地震

湘南台公園（藤沢市広域避難場所）

風水害

湘南台市民センター

湘南台小学校

藤沢市まちづくり協会ビル

### 6 避難経路

施設内の避難経路は、別添資料 2 の通りとする。（施設内の図面に難路を記載。誰もが確認できる場所へ掲出済み。）

### 7 避難方法

階段を利用し徒歩で移動。移動が困難な子どもに対しては、布担架、背負い搬送も行う。

### 8 災害時の人員体制、指揮系統

別添資料 1 を参照。

## 9 関係機関との連携体制

### 9-1 地域との連携

#### ① 避難誘導の応援

送迎時を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が受けられるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

#### ② 一時的な緊急避難場所

地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、利用者の避難スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

### 9-2 消防署との連携

事業所所在地域を管轄する消防署へ事業所の特性等の情報提供を行っておく。

また、防災訓練の一環として消防署見学、消火器訓練体験等を行う機会を提供してもらい、相互理解を促進する。

平成 27 年 9 月 1 日 制定  
令和元年 4 月 1 日 修正  
令和 6 年 4 月 1 日 修正

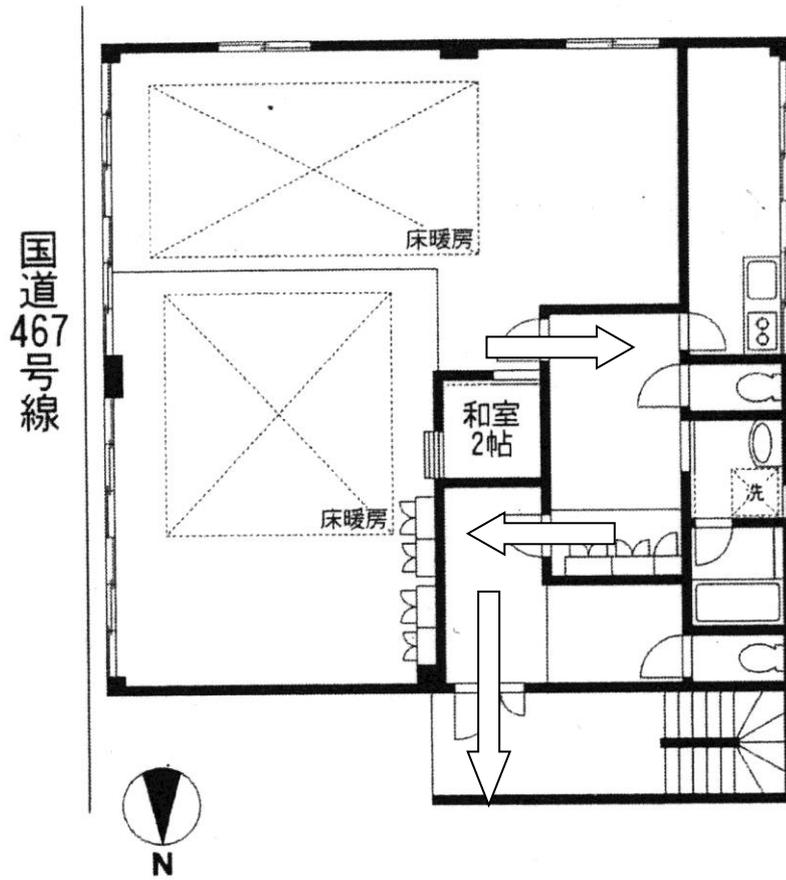
## 別添資料 1 自衛消防組織の組織及び任務分担

自衛消防隊長 防火管理者 ※※				
	通報連絡係	初期消火係	避難誘導係	応急救護係
氏名	※※ (1・見発) ※※ (2)	※※ (1・見発) ※※ (2)	※※ (1・見発) ※※ (2)	※※ (1・見発) ※※ (2)
平常時	・非常ベルを鳴らす。 ・119番通報を実施 ・関係者へ連絡 ・消防隊に情報提供	・消火器等で初期消火を行う。 ・天井まで燃え移ったら初期消火を中止して避難する。	・避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導を行う。 ・大きな声でパニック防止に努める。	・負傷者に対する応急処置 ・救急隊との連携、情報提供 ・負傷者の氏名記録
警戒宣言発令時	○情報収集係とする。 ・テレビ、ラジオ等で情報を収集する。 ・自衛消防隊長の指示で必要な情報を収集し、伝達する。	○点検係とする。 ・担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を行う。 ・危険箇所の補強等を行う。	○平常時と同じ。 ・警戒宣言発令と同時に、出入口等の配置につく。 ・避難誘導を行う。 ・大きな声でパニック防止に努める。	○応急処置係とする。 ・危険箇所の補強等を行う。 ・避難通路を確保する。

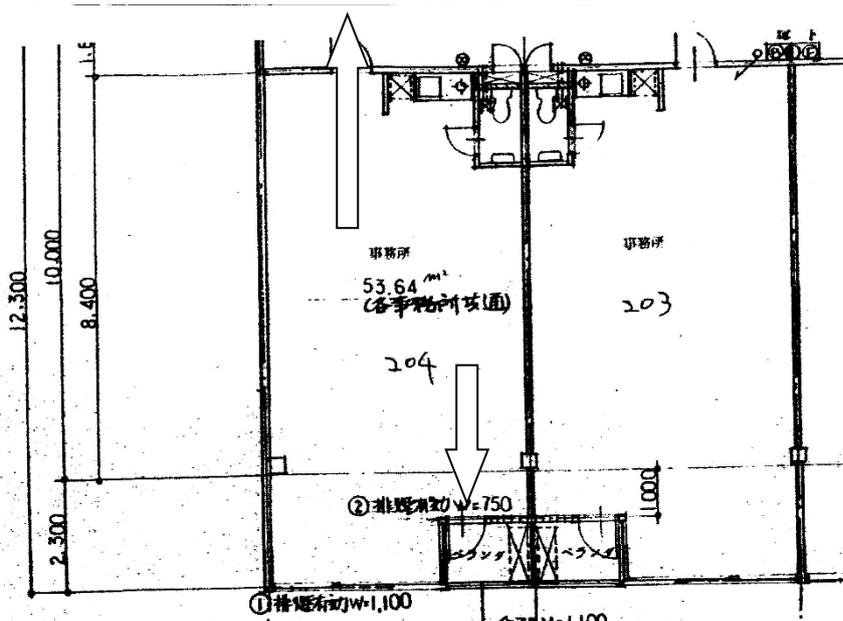
### ◇作成上の留意事項◇

- 自衛消防隊長は、管理権原者又は、防火管理者とします。
- 自衛消防隊長のもとに、通報連絡係、初期消火係、避難誘導係を定め、従業員数等により、応急救護係等を定めます。
- 各係員の氏名は消防機関への届出については役職名等で構いませんが、事業所内に掲示するものは誰もが分かるように係名、担当者名等を記入します。また、転勤等で変更が生じた場合は速やかな訂正が必要です。
- 各係の任務は平常時と警戒宣言発令時とを明確にします。
- 従業員が少ない事業所では、任務に支障のない範囲で2つの係を兼務しても構いません。

別添資料 2



児童デイサービス「きゃんばす」2 平面図および避難経路図



## 別添資料 3

### 災害発生時マニュアル

#### 1 火災発生時マニュアル

日頃の防災訓練に基づき、利用者の安全確保を第一に落ち着いて行動する。

出火時には、下記について、その場にいる職員で連携を取り合い、速やかに分担実施する。

##### (1) 火災防止のための留意事項

- a) 火気使用の際は必ず所定の手続きをし、決められた事項を順守する。
- b) 台所での火の取り扱いは必ず職員が行う。
- c) タバコの火の不始末は火災の原因として最も危険性が高いので以下を禁止事項とする。
  - 喫煙コーナー以外での喫煙の禁止。
  - 指定時間以外での喫煙の禁止。

##### (2) 火災が発生した場合

- a) 初期消火をする。
- b) 消火できない場合、非常通報装置により通報する。
- c) 利用者を避難誘導する。
- d) 利用者の人員と所在の確認をする。
- e) 避難場所における安全確保をする。

#### 2 地震発生時マニュアル

##### (1) 地震が起きた場合

- a) 地震により建物が崩壊することは考えにくい。何よりもまず使用中の火気を止め、火の始末を確実にを行う。地震による出火を防ぐ。
- b) 利用者の安全確保を行う。
  - 可能な限りの確かな指示を行う。
  - あわてず、落ち着いて丈夫なテーブルや家具に身を寄せる。このとき、落下物に注意する。
- c) あわてて屋外に飛び出さない。
  - 塀の崩壊、ガラスや瓦の飛散があるので注意する。上方にも注意が必要。
  - 屋外では、身を低くし、狭い路地や崖には近寄らない。
- d) 火災が発生したら沈着冷静に対応する。
  - 火災発生時のマニュアルに従い、各自活動を行う。
  - 出火した場合には、直ちに初期消火を行う。職員は消火器の位置、使用法を日頃から確認しておく。
  - 濡れた雑巾、布団、シーツなどをかぶせ空気を遮断する。叩き消す。ガスや電気などの元栓を切る。
  - 出火時には、その場にいる職員で連携を取り合い、速やかに役割を分担し対応する。
  - 火災を発見したら、他の職員、利用者に大声で知らせる。
  - 外部通報は、事務室より 119 番通報する。
  - 法人本部へ火災発生を知らせる。
  - 利用者の動揺を抑え、冷静に指定の場所へ避難誘導する。
  - 避難後は、利用者の安全を図るとともに、担当の職務を行う。
  - 地震の被害は、火災によるものが多いことを認識し行動する。

### 【職員の動きについて】

- a) 勤務中は、自衛防災隊長を中心に利用者、職員全員の身の安全を図り、二次災害を防ぐ努力をする。
- b) 職員休日や勤務時間外および夜間の非常災害時には、職員は可能な限り、最寄りの避難場所に参集し、地震防災隊長を中心に全員で利用者の安全を確保する。

### 【利用者への対応について】

- a) 施設の日中活動時間中の場合は、原則として、施設で避難、保護し利用者の安全を確保する。但し、家族の迎えのあった場合は、その限りではない。

### 【緊急連絡先】

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 藤沢警察署     | 110 番             |
| ② 藤沢消防署     | 119 番             |
| ③ 藤沢市子ども家庭課 | 0466-25-1111 (代表) |